

Mononeコア(GMM版)使用許諾契約書

Mononeコア(GMM版)使用許諾契約書(以下、「本契約書」といいます。)は、申込者に対し、株式会社NTTデータCCS(以下「提供者」といいます。)が提供するMononeコア(GMM版)(以下、「本ソフトウェア」といいます。)の使用条件を定めるものです。

(契約の成立)

第1条 本ソフトウェアの使用申込は、本契約書を契約条件として、申込者が所定事項記載済の「Mononeコアライセンス(GMM版)使用申込書」(以下、「申込書」という。)を提供者に送付し申込みものとします。

- 2 提供者が、申込者に「使用申込承諾書」(以下、「承諾書」という。)を発送した時点で、本ソフトウェアの使用契約(以下、「本契約」という。)が成立するものとします

(著作権等)

第2条 本ソフトウェア、本ソフトウェアに関するマニュアル、ドキュメント、資料等の著作権及びその他一切の権利は、提供者あるいは提供者に権利を許諾する第三者に帰属します。

- 2 本契約にかかわらず、別紙1記載の「OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧」については、当該OSSのライセンスが適用されるものとします。

(使用許諾)

第3条 提供者は申込者に、本ソフトウェア及び関連資料の非独占的な使用を許諾するものとします。

- 2 申込者は、本契約で定められたライセンス数に限り、本ソフトウェアを使用できるものとします。
- 3 申込者は、本ソフトウェアを、申込者が所有するコンピュータにおいて、1つのライセンスにつき1つ実行できるものとします。複製等の方法により、1つのライセンスで複数同時に実行することはできません。
- 4 申込者は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(本ソフトウェアのインストールを含む)することができます。
- 5 申込者は、本ソフトウェアを自らが使用する目的に限り、自らの責任において、他のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
- 6 本契約は、申込者によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。
- 7 本ソフトウェアの使用区域は日本国内とします。ただし、申込者と提供者との間で別に契約等を締結する場合はこの限りではありません。

(本ソフトウェアの更新)

第4条 提供者は本ソフトウェアの更新を行う場合があります。更新した本ソフトウェアを申込者のコンピュータに導入した場合、当該更新した本ソフトウェアを本ソフトウェアとみなすものとし、本契約に基づき使用できるものとします。

(禁止事項)

第5条 申込者は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信(送信可能化を含む)、及びその他の方法による第三者への提供を行うことはできません。

- 2 申込者は、本ソフトウェア及びその複製物を、第三者に再使用許諾することはできません。ただし、申込者と提供者との間で別に契約等を締結する場合はこの限りではありません。

- 3 申込者は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング(実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること)を行うことはできません。
- 4 本契約において明示的に定める場合を除き、申込者は、本ソフトウェアの全部または一部及び本ソフトウェアによって得られた結果等を申込者の製品やサービス等に組み込むことはできません。ただし、申込者と提供者との間で別に契約等を締結する場合はこの限りではありません。
- 5 申込者は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- 6 申込者は、提供者の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に承継又は譲渡したりすることはできません。

(使用開始日)

第6条 申込者は、使用申込承諾書に記載される使用開始日から本ソフトウェアを使用できるものとします。

(納入)

第7条 提供者は、本ソフトウェアを使用申込承諾書に定める納期までに申込者に納入するものとします。

(危険負担)

第8条 納入前に生じた本ソフトウェア及び記録媒体の滅失または損傷は、申込者の責に帰すべき場合を除き提供者の負担とし、納入以後に生じたこれらの損傷は、提供者の責に帰す場合を除き申込者の負担とします。

(機密保持)

第9条 申込者は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、提供者の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

但し、オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているものについてはこの限りではありません。

(保証)

第10条 提供者は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供し、本ソフトウェアについての一切の契約不適合責任を負わないものとします。

- 2 提供者は、納入後14日以内に、本ソフトウェアの媒体に重要な物理的欠陥が発見されたときは、当該欠陥が提供者の責に帰すべきものである場合に限り、当該媒体を無償で交換するものとします。
- 3 本ソフトウェアに関する提供者の責任は、前項の範囲に限られ、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性及び信頼性の保証も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 4 提供者は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求(申込者と第三者との間の紛争を理由に、申込者からなされる請求を含む)に関しても、提供者は一切の責任を負いません。
- 5 提供者は、本契約により、本ソフトウェアのバージョンアップ版、追加機能及び保守・サポート等の提供義務を負うものではありません。

(輸出管理)

第11条 申込者は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という)上の非居住者に提供する場合(本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む)は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

2 申込者は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を武器や兵器の開発・製造に一切使用してはならないものとします。

(仕様変更)

第12条 提供者は、本ソフトウェアの仕様を、事前に申込者へ通知することなく変更する場合があります。

(契約の終了)

第13条 申込者は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、提供者に求めることはできません。

2 申込者が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、申込者は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。

3 申込者は、理由の如何を問わず、本契約の終了について提供者に対し 補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。

4 本契約終了後も、第5条(禁止事項)4項、第9条(機密保持)、第10条(保証)、第16条(管轄裁判所及び準拠法)の規定は有効に存続するものとします。

(不可抗力)

第14条 申込者および提供者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令(通達、ガイドライン等を含む。)の制定若しくは改廃、公共インフラ(輸送機関、通信回線等を含む。)の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入れ先等の製造中止及び操業停止、ソフトウェアに対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由(以下、総称して「不可抗力」という)による本契約の履行遅滞又は履行不能(金銭債務を除く。)について、相手方に対し本契約上の責任を負わないものとします。本条における不可抗力による本契約の履行遅滞又は履行不能には、申込者又は提供者の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本契約の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第15条 申込者および提供者は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、合わせて「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する

こと

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 申込者および提供者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 申込者および提供者は、自己又は自己の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

- 第16条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。
- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(契約の変更)

- 第17条 提供者は、本契約の内容を申込者の事前の承諾なく変更することができるものとします。
- 2 提供者は、前項により本契約の内容を変更する場合には、変更の30日前までに、提供者のウェブサイトその他の提供者が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を通知するものとします。
 - (1) 本契約の内容を変更する旨
 - (2) 内容変更後の本契約の内容
 - (3) 変更後の本契約の効力発生日
 - 3 変更後の本契約の効力発生日以降に本ソフトウェアを使用した場合には、申込者は、変更後の本契約の内容に同意したものとみなします。
 - 4 申込者は、本契約の変更に同意しない場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第13条(契約の終了)1項により、本契約を終了させるものとします。

附則

本規約は2026年4月1日から施行するものとします。

OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧

	適用ライセンス	オープンソースソフトウェア名	ライセンス URL
1	Apache License 2.0	<ul style="list-style-type: none"> - googleapis-common-protos - grpcio - jsr305 - j2objc-annotations - annotations-api - error_prone_annotations 	https://www.apache.org/licenses/
2	ISCL	<ul style="list-style-type: none"> - librosa 	https://opensource.org/licenses/isc-license-txt
3	PSF	<ul style="list-style-type: none"> - matplotlib 	https://opensource.org/licenses/Python-2.0
4	BSD 3-clause "New" or "Revised" License	<ul style="list-style-type: none"> - numba - numpy - protobuf - libprotobuf - scikit-learn - scipy - seaborn - soundfile - statsmodels 	https://opensource.org/licenses/BSD-3-Clause
5	MIT	<ul style="list-style-type: none"> - pydub - checker-qual 	https://opensource.org/licenses/MIT